

前期 第7問

A及びB女は、友人らとともに千葉県市川市内のスナックSで飲食していた。B女が酒に酔い、他の客と揉め事を引き起こしかねない状態になったので、午後10時頃、AはB女を連れて帰ろうと、B女の腕をとり、店を出て歩き始めた。B女はかなり酩酊しており、大声で叫んだり暴れたりしていたため、AがB女を暴れないように抑えるなどして揉み合いになった。揉み合ううちにB女が道端に倒れ込み、鉄製シャッターにぶつかって大きな音を立てた。

被告人Xは、来日して7年ほどの、日本語に対する理解力はいまだ十分とは言えない英国人である。Xは英会話教師をする傍らで空手・柔道を習っており、空手3段を取得している有段者であった。

Xは偶然にスナックS付近を自転車で通りかかり、シャッターが揺れる大きな音がしてその方向を見たところ、AとB女が揉み合っているのを発見した。XがAとB女の様子をしばらくの間うかがっていると、AがB女を押ししたり引っ張ったりしている様子が認められたため、B女を助けなくてはならない、と思い、自転車を降り、その場に立てかけてからA及びB女に近寄った。XはAに対して「やめなさい、レディですよ」と言い、B女に接近し、「大丈夫ですか」と声をかけた。するとB女はXに対し、「ヘルプミー、ヘルプミー」と何度も叫んだため、XはAに向き直り、Bを守るように体勢を整えた。するとAはそれに対抗するかのように左足を右足よりも少し前に出し、胸の前で両手を拳に握って構える、いわゆるファティングポーズのような姿勢をとった。これを見たXは、Aが自己およびB女に対して攻撃をしてくるものだと判断し、自己及びB女の身体の安全を守ろうと、Aの顔面付近に当てるべく、空手技である回し蹴りをして、それによりAを路上に転倒させ、頭蓋骨骨折等の傷害を負い、その後かかる傷害による脳挫滅により死亡した。Xの罪責を検討せよ。

参考判例：最高裁昭和62年3月26日第一小法廷決定